HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第一報告　フランスにおける子どもの権利
Author(s)	クーヴラ, ピエール
Citation	北大法学論集, 44(1), 65-80
Issue Date	1993-06-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15515
Type	bulletin (article)
File Information	44(1)_p65-80.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

第一報告

フランスにおける子供の権利

P・クーヴラ（ポワチエ大学）
白取祐司訳

社会において子どもが置かれている位置がどのようなものかは、新聞、ラジオ、テレビなどが取り上げる子どもの諸問題、子どもが対象となりうるあらゆる家庭内紛争が今日重視されていることから、明かであろう。次のことを確認すれば、このことはさらに容易に納得できる。すなわち、生命倫理、人工受精あるいは堕胎に関する出版物の文字通りの成功、養子の条件や効果に関する議論やレポートの増加、暴力や性的虐待の被害者たる子どもに関する多くのテレビ番組、あるいはまたアフリカの一部諸国において餓死する子どもたち、南アメリカ、ヨーロッパ、アジアの一部の地域で麻薬に冒され、またエイズに罹っている若者に関するルポタージュなどである。

国際的レベルでは、しばしば、子どもは会議の中心におかれ、その会議は厳かな宣言をもって締め括られる。たとえば、一九五九年一一月二〇日の国連子どもの権利宣言、一九八九年の国際児童年、そして何よりも、一九八九年一一月

二〇日、ニューヨークの子どもの権利条約がある。フランスは、一九九〇年一月二六日この条約に署名した。議会は、一九九〇年七月二日、批准を承認し、一九九〇年一〇月八日のデクレによって、官報による公布がなされた。この条約の発効によって、フランス法における子どもの境遇についての検討がなされることになる。たしかに、国際法の国内法に優る重要性からいえば、条約の内容は直ちに適用される使命をもつ。しかし、フランスの国内立法はいまだ調和が図られず、また、提起された崇高な諸原則にもかかわらず、現行法の幾つかの点は、曖昧なままである。

われわれは、ここで、子どもの権利について簡単に概観を試み、その発展の大筋を提示することにしよう。子どもは、相変わらず、保護の対象にはなるが権利も義務ももたない「小さい大人」にすぎないのか？

そして何よりもまず、「子ども(enfant)」ということばから何を理解するのか？　子どもの権利条約一条によれば、子どもとは「一八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該子どもで、その者に適用される法律により、より早く成年に達した者を除く」とある。この定義は、フランス法とまったく調和する。というのは、民事も刑事も、成人は一八歳と定められているからである。したがって、子どもとは、刑法では未成年という言葉とは反対にしばしばより制限的な意味をもつとしても、一八歳未満のまったくの少年のことである。

フランスには、子どもの数はどれくらいだろうか？　約一、四〇〇万人いるが、その一〇人にひとりは婚姻外で生まれた子で、一三〇万人の子は両親が離婚している。離婚の数が毎年、一一万件もあるからである。因みに婚姻数は年間三〇万件である。そして、子どもたちの二〇万人以上が、毎年民事及び刑事の裁判所の世話になることになる。

子どもは、大人と比較した場合の人格の欠如とその劣る条件ゆえに、長いこと、保護の対象とみなされてきた。しかし、保護の形式及び段階は進歩してきた。子どもが成長し成人に近づくにつれて、その保護は軽減されうる。保護は、子どもの（肉体的・精神的）弱さに比例しなければならない。同時に、――これは今述べたことと矛盾するものではな

いが――子どもは少しずつ人格を獲得し、一八歳の日に卒然とではなく発展的なかたちで、意思能力をもちはじめ、したがって権利を行使できなければならないように思われた。変化する人格である子どもは、もはや単なる保護の客体ではなく、成長するにつれて権利の有資格者になっていく。子どもの権利条約は、保護の必要性を再確認しながら、成人以前に行使できなければいけない諸々の権利を明らかにした。人権、人の権利は、子どもの権利でもあるのである。

Ⅰ　子どもの保護

精神病者、身障者あるいは特別に虚弱な者と同じく、子どもも保護に値する。子どもの権利条約三条二項によれば、「締約国は、子どもの父母、法定保護者又は子どもについて法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、子どもの福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる」ことになっている。

この保護は、何にも増して家庭によって保障されるが、家庭が欠けている場合あるいは補充的に、特別の行政機関や権限ある司法機関を通して、社会からも保障を受ける。

A　家庭的保護

子どもは、現在では、家庭の支配すなわち父と母の権限に服する。一八〇四年、最初のフランス民法では、子どもは父権に服するとされていたが、一九七〇年六月四日法律は、今日親権と呼ばれる権利は父母ともに有するという理由から、父と母に平等な地位を認めた。親の権限ももはや支配的なものではなくなり、親権は、文字通り親権になった。フ

ランス民法三七一条の二はこう規定する。「親権は、子どもの安全、健康、道徳を保護するために父及び母に属する。父母は、この点に関し、保護、監督及び教育の権利及び義務を有する」と。普通父母は、特に彼らが婚姻しているとき、この権限を共同で行使するが、仮に婚姻していなくても、しばしば生じるように離婚していても同様に共同で行使する。実際、一九八七年七月二二日法律は、離婚後の共同親権を認め、その場合の両親は、子どもの養育費と教育について義務を負うことになる。具体的には、子どもと同居していない片方の親は、通常子どもの養育費の分担金を他の親に支払わなければならない。

しかし、原則が親権は父母に共通に属するものだとしても、両親の一人だけが親権者だということも起りうる。例えば、私生児の場合は、たとえ両親と子の親子関係が証明されたとしても親権者がひとりだけの場合であるし、両親の離婚の場合もそうである。同様に、両親のひとりが死亡したり、意思を表明できない状態になり、または（民事・刑事の）裁判の決定によって親権を喪失した場合も親権者はひとりだけとなる。最後に述べた親権喪失は、一定の犯罪を犯した後、あるいはまた、アル中、配慮ないし指導の欠如に代表される、虐待のあった場合に宣告される。この場合、その親は、立法者が彼に要求することに反して行動し、子どもの健康、安全及び道徳を危機に陥れたと考えられるからである。

したがって、子どもたちに最善を尽くして食事、生活、教育を保障することによって子どもたちを保護するのは、まず第一に親権者である。しかし、ことさらに親権を害さずに、子どもの利益のために介入する可能性を、裁判官自身有している。

B　司法的保護

何種類かの裁判官が共通の役割を演じる。すなわち、未成年の財産の管理に関する後見判事（小審裁判官）、離婚後の子どもの行く先という困難な問題を抱える婚姻事件判事、そして特に重要な大審裁判所に属する特別の裁判官たる少年係判事である。この最後の少年係判事は、二重の基本的任務、すなわち子どもが危険な状態に置かれているとき民事的に介入する任務、次に少年犯罪者に対して刑事的に介入する任務を有する。

少年係判事は、――少なくとも一九五八年以降は――まず第一にいわゆる「教育的援助」を行う義務を負う。民法三七五条によれば、「未成年者の健康、安全ないし道徳性が危機におかれたとき、その教育条件が著しく損なわれたとき、教育的援助処分を言い渡すことができる……」とある。少年係判事は、職権で、あるいは両親の請求、両親の一方の請求、または少年自身の請求により、子どもを本来の状態においたまま、家族に対して援助のための処分及び助言を行うことができる。しかし同様に、少年係判事は、子どもを生活環境から引き離し、家族の他の構成員、信頼に足りる第三者、資格のある公的ないし私的部局または施設に委託することができる。これらの処分は、性質上刑事的ではなく教育的なものであるが、変更されることもありうる。

刑事においては、未成年犯罪者の犯罪には、特別の裁判所が用意されている。少年係判事は、最も重い違警罪及び自ら判決することが必要だと判断した軽罪を、同じ少年係判事の主宰する少年裁判所は、他の軽罪及び一六歳未満の少年の犯した重罪を、少年重罪院は、一六歳から一八歳までの少年の犯した重罪をそれぞれ管轄する。どの場合でも、少年犯罪に関する一九四五年二月二日オルドナンス二条により、裁判所は「最も相応しい保護、援助、監督及び教育の各処分」を優先的に言い渡さなければならない。そして、一三歳以上の子どもに刑罰を言い渡すことのできるのは、少年の

状況と人格がそれを要求するときのみである。少年犯罪者のすべてに対する原則は、いわゆる刑事制裁が例外的性質をもつにすぎないのであるから、まずは保護処分を課すのが原則である。

少年犯罪に関して命じられる教育的処分の全体（毎年六万件）は、司法省の一部局、これまで監督教育局、最近青少年司法保護局と名付けられた部局によって実施される。色々な名称ないし機能（観察、オリエンテーション、教育活動、再社会化）をもつ少年のための一定数の特別の施設と「監視下の自由」におくあらゆる処分の適用の任務を負う多数の教育者を受け持っているのはこの部局である。教育方法は格段に進歩した。その一般的傾向としては、柔軟で大きな幅をもって活動する学際的チームに責任が任されている小さな開放的施設を設けることである。

C　社会的保護

国家及び各種協会は、子どもの保護という公共政策の発展において、ともに決定的役割を果たす。各県の福祉厚生課は、年少の子どもとその家庭に対する援助ないし福祉活動の任務を付託される。一九八三年七月二二日法律及び一九八六年一月六日法律以来、扶助及び福祉活動の殆どすべての部門は、県会議長の権限の下に（つまり県の管轄の下に）置かれ、全体として県の支出の四〇％以上が、直接間接に子どもに関する福祉の分野に充てられている。「緊急の際に、子どものためのすべての保護活動、子どもに対する虐待を防止するすべての活動、及び虐待される子どもの徴憑を収集する機関の設置」も、県会議長の職務である。もちろん、この種の援助によって最も助けられるのは、崩壊した家庭あるいは家庭をもたなくなった子どもである。

しかし、保護するということは、未成年の期間中、もはや単に物的または精神的に生活を助けることにとどまらない。同様にして、子どもを、将来の責任を受けとめ、よりよく社会に統合できる大人に育てることも肝要である。それゆえ

にこそ、子どもらの自己主張の意思とニーズを、長ずるに応じて考慮しなければならないのである。彼らの民事責任、場合によっては刑事責任まで問題にされるのであるから、その代り少なくとも一定の範囲において、子どもたちはある種の特権（権利）を享受できなくてはいけない。

Ⅱ　子どもに認められる権利

フランス民法によれば、子どもは一八歳までは無能力者である。つまり、彼らは私法上の生活において行為を行うことができないのである。両親、後見人または親族会が、子どもの名において子どもに関する行為を遂行する。しかし、だからといって子どもが権利をもたないことを意味するわけではなく、他人にその行使を委ねた権利の主体であり、彼ら自身のある種の権利を実行し利用する可能性をもつ。

まず第一に、子どもが成人と見なされることがありうる。たとえば、すでに婚姻している場合、あるいは両親またはその一方からの請求により、親権から解放された場合である。

親権から解放されていない未成年に関していうと、彼らは家族や社会の彼らに対する義務の反射たる利益を受ける。未成年者は、必要とされる場合、裁判官の援助によって、彼の弱さに比例した保護を主張しうる（身体障害をもつ子どもに関する一九七五年六月三〇日法律参照）。しかし、保護や教育への権利の外に、子どもは家庭や社会に対する他の諸権利を次第に獲得するようになった。

A　家庭に関する権利

ここでは、現在の幾つかの問題点に限定することにする。

最初の問題は、自己の出生の知識、親子関係発生に対する子どもの権利に関する。この点について子どもの権利条約七条によれば、子どもは「できる限り」両親を知り、両親に育てられる権利を有する。一般的に、この原則が余り問題にならないとしても、捨て子で国家の援助を受けたり、養子になった子にとっては、生物学上の親が秘密を求める権利を要求できるので、問題は深刻である。次第に、子どもないしその代理人は子どもに関する行政上の多様な記録にアクセスできなければならず、同様に養子はもともとの親子関係を知ることができなければならないと解されるようになった。一九九〇年にコンセイユ・デタ（国務院）から出されたレポート「子どもの地位と保護」の中で提案されたのは、家族の血の繋がりの調査のための特別の機構の創設である。ここで言われた唯一の制約は、夫でも恋人でもない第三者の精子のドナーから医学的に生殖された場合についてである。このような人工受精の場合、生殖細胞のドナーが誰であるかは、相手が誰であれ、たとえ当該子どもに対してであっても、決して明かされてはならない。父親との親子関係は問題とされてはならず、生物学上の父に関する事実は決して知られてはいけない（他方、これまでの判例に従った新法案は、代理母契約、すなわち他の女性の負担で妊娠を代わってもらう契約は無効だとの結論をとった）。

子どもとその家族の関係というレベルについて、民法三七一条四項は、子どものために、父または母が反対した場合でも、その祖父母との関係を維持する権利をもつことを承認している。そして子どもは、両親の一方が親権を奪われ、また子どもが教育的援助処分の対象となっているとしても、ふたりの両親との個人的関係を続けることができる。

両親の離婚手続において子どもは、自分の将来について意見を表明できなければいけない。一九八七年七月二二日法

律以降、婚姻事件裁判官は、一三歳以上の子どもについては、両親及び弁護士の立会いを排除してその意見を聞かなければならなくなった。一三歳未満の子どもからも聴取することができる。すでに述べた教育的援助の手続においては、逆に、子どもの側がイニシアティブをとって家族を別れさせるかもしれないこの手続をリードすることもできる。

かくして、子どもは家族という場で、自己表現の権利をもつ。次に、その先に進むことにしよう。

B　社会に関する権利

子どもは、家庭に対するのと同じように、社会に対して表現する権利をもつ。しかし、子どもは、同様にその他の権利として、知る権利、さらに明確に生命権、及び身体・精神の完全性に対する権利などをもつ。子どもの権利条約は、これらの権利を、六条、一二条、一三条、一六条及び一九条で承認するとともに、子どものために幾つかの自由、すなわち往来の自由、思想の自由、良心の自由、宗教の自由、さらに集会の自由まで宣言している。子どもは、これらの権利を行使するための具体的手段をもっていると言えるだろうか？　これは定かではない。実のところ、これらの権利及び自由は、必然的に実効性や範囲を制限する多くの制約を伴うのである。

これらの側面について、若干の検討を行うことにする。

子どもの表現の自由を最大限実現せんとする要求は、フランスでは、学校施設において、学校の判定会議あるいは中学または高校の運営会議における生徒の代表が参加することによって、なされてきた。生徒は同様に、学校の中で集会を組織し、掲示を行い、自分たちで作った新聞を配付することもできる。しかし、表現の自由は、様々な司法手続において、すべての未成年者が、民事であれ刑事であれ、また当事者としてであれ利害のある第三者としてであれ、聴問を受ける権利でもある。未成年者は、その代理人の弁護士とは別の弁護士をもつことができなくてはならない。他方、フ

ランスの一部の弁護士会では、未成年者の援助ないし代理に関して専門化が進んでいる。

年令、条件を問わず、すべての者に属している生命に対する権利は、堕胎に関して特別の問題を提起する。一九七五年一月一七日法律は、妊娠開始後十週間以内の、フランスにおける妊娠の故意の中断を、手術が資格のある施設で資格のある医師によって行われるという条件で、合法化した。これは、新たに宣言された子どものこの生命権と調和するものであろうか、そして、出生の前及び後において、価値を決めるものは何だろうか？　この法律は、その一条から、「本法は、すべての人の尊厳を、その生命の開始から保障する」と規定して、それなりの配慮を示している。しかし、同じ条文で、すぐ続けて、必要な場合この原則に反することができるとしている。このように規定されたこの法律は、恐らく子どもの権利条約六条と不調和ではないであろう。が、一部では反対、つまり六条違反だとの主張もなされるかもしれない。論争は活発化しそうである。

身体及び精神の完全性への権利については、民事・刑事の多くの規定によって保障されている。刑法の諸規定で、被害者が未成年の場合（未成年者の年令に応じてヴァリエーションはあるが）、特別の犯罪定型（新生児殺、未成年者誘拐、虐待、強制猥褻……）あるいは普通法犯罪の加重事情（故意の傷害、強姦……）としているものも多い。未成年者に対する虐待予防及び子どもの保護に関する一九八七年七月一〇日法律によって最近とられた対策によって、身体的完全性に対するこの権利は非常に強められた。

子どもの権利条約で宣言された多様な自由権は、現行法では余り明確化されていない。確かに、少年犯罪者は、未決拘禁に付すための要件、及びその拘禁期間に関して、大人より厳格な条件の下におかれている。この点をみれば、子どもの往来の自由は成人より重視されているようである。しかし、この特別の場合を除けば、この自由が要求されるのは、稀である。他の自由権に関しては、それら自由権が子どもの利益のために機能するようになるまで、時間を要するであ

ろう。たとえば、結社の自由に関していえば、社長、会計係のような幾つかの責任ある役職は、未成年者が就くことはできないし、未成年者が正式に団体を代表することもできないようである。

かくして、フランス国内法規と子どもの権利条約の法文を調和させるために、なお辿るべき道のりは残されている。数多くの躊躇を明らかにし、数多くの具体化が図られなければならないであろう。現状では、確かに子どもの権利条約を理論的に適用することで、フランス法が激変したということはない。しかし、種々の困難が生じてくるにつれ、条約はこれからもっと参照の対象とされ、子どもの権利のより大きな実現に向けて、推進的な役割を果たすことになろう。

討論

五十嵐　札幌大学の五十嵐です。いくつか質問がございます。まず、第一点は、フランスでは一九七〇年の民法改正で、「親権」に相当する言葉が、従来の puissance paternel から autorité parentale に変わったわけなんですが、puissance と autorité とではどう違うのかというのがもうひとつはっきり分からないのです。比較法的にみますと、東ドイツで Erziehung 親の教育という言い方をしていたのが、その後、統一の後、elterliche Sorge という言葉に変わっておりますし、また、英米法でも custody という言葉を使っているのに比べると、今日において autorité という言葉が果して妥当なのか、フランスの方は autorité という言葉が妥当だと思われているのかどうかお聞きしたいと思います。

クーヴラ　puissance paternel、すなわち「父の権利」というのは、ローマ法まで遡るものでありまして、一九七〇年の民法改正以前は、法的には母親は一切役割を持たないということで、父親だけが子どもに対して autorité を持っていました。これに対して、一九七〇年の法律によって、かなり徹底的に、共同の両親の権限、両親による autorité に変わりました。つまり、一九七〇年の改正以降は、両親が共に親権を行使するのであって、たとえ離婚しても共同親権というのは変わらないのだということになった点で、大きく変わったのです。autorité parentale と puissance paternel とでは puissance の方がより強いのですが、具体的にどういう意味で強いのかを五十嵐先生はお聞きになりたいのでしょうか。

五十嵐　autorité という言葉が、現在、国際的な水準からいって果して妥当な言葉であるかどうかについて、クーヴラ先生にお考えがあればお聞きしたいということです。

クーヴラ　まず puissance という言葉が廃止されたのは当然であります。といいますのは、現在、父親が子どもの死命を決したり、子どもに対して絶対的な支配権を持っているわけではないからです。次に autorité という言葉ですが、この言葉は puissance と比べると、より弱い意味なのですが、子どもの権利条約の精神、文言にも合致するように私には思われます。条約のテキストでは、responsable とか親の責任があるとか、そういう言葉で表現しておりますけれども、これは autorité のある種の形式的表現であってフランス法でいう autorité と調和するものではないかと思います。

五十嵐　第二点目は、離婚後の「共同親権」の問題です。ご

存じのように、日本では共同親権は認められていないわけですが、一部の学者や実務家の間では認めるべきだとの主張がなされております。そういう意味で、一九八七年の法律でフランスがこの制度を導入したというのは大変意味があると思われます。先ほど、その具体的な例として、離婚後どちらも養育費を払う義務があるということを挙げられていましたが、日本では親権と扶養の義務が結びついておりませんので、親権を持たない離婚後の親も養育費を払わなければならないわけです。従って、離婚後どちらも養育費を払うというだけでは離婚後の共同親権のメリットがあまりないのではないかという気も致しますが、このほかにどういうメリットがあるのか、お聞かせ願いたい。

もうひとつそれに関連して、離婚手続における意見表明権の問題について質問があります。同じ一九八七年の法律ですから、共同親権を前提としているものと思われますが、離婚手続において子どもにどういう意見を表明させるのかということをお聞きしたいと思います。例えば、日本の場合ですと家庭裁判所で調停をやる場合に、事実上、未成年の子どもを呼んで来て、極端な場合には、お父さんとお母さんのどっちを取るかというようなことを聞くこともあるようですが、フランスの共同親権の場合でも、どちらかに養ってもらうということにはなるから、意見表明によってどちらの親に養ってもらうかを選択させるのか、それとも、どっちと一緒に住みたいかということについての意見なのか、あるいは、離婚すること自体についても子どもは意見を述べるのか、つまり「僕は親が離婚するのは反対だよ」ということを言う権利もあるのか、ということをちょっとお聞きしたい。

クーヴラ　一九八七年法律以降は、離婚後の共同親権にもとづいて子どもの教育、健康、安全について、つまり広い意味での生活全般について両親が共同で決定するんです。例えば、子どもを私立学校に通わせるかどうかとか、子どものいろいろな個々の問題の決定について――もちろん両親が同意することが条件ですけれども――両親が共同して決めることができるという点でメリットがあります。それ以前は、離婚すると一年に一回、一ヶ月間のバカンスの時だけ片方の親（一緒に住んでいない親）と暮らせる程度のことでしかなかったのが、子どもについて相談しながら決めたりすることができるというメリットがあります。経済的なことについても、できる範囲で両親が共同して子どもの教育費・生活費等を払わなくてはいけないのはもちろんです。ただ、今でももちろん、以前のシステムと同じよ

うに親権を片方の親だけに託するということも可能であります。また、私生児の場合にも、同様に共同親権を認めるということが、現在ではできるようになっています。つまり、私生児の場合に、親も別々に住んでいるけれども共同親権ということが現在はできるのです。

離婚手続における意見表明権についてのご質問は非常にデリケートな問題だと思いますが、新しい制度でいわれているのは意見表明をすることができるというだけでありまして――意見表明権を有するのは、法制度上は一三歳以上の子どもについてであり、一三歳未満の子どもについては理論的可能性のレベルだけでの問題になるんですが――、具体的には、特にその子ども自身の将来の運命がどうなるかということが中心であります。従いまして、意見表明の具体的な内容は、父親の方に属するのか母親の方に属するのかという点についてであるといえます。そして、実際には、子どもがどちらに属するのかということについては、社会調査とかいろいろな要素を加味して決められることになるわけです。

現在のフランスのシステムというのは、子どもの権利条約に合致していると思います。子どもの権利条約が要求しているのは、意見を聞いてもらう権利を抽象的なかたちで規定するにとどまっております。ですから、裁判官が義務として子どもに情報を具体的に提供するというところまではいっていない、と言えると思います。

安孫子　私は札幌市内で教師をしているので、学校のことについて伺いたいと思います。ひとつは、犯罪少年に対する教育を学際的なチームで行っているというお話があったんですが、子どもの権利に関わってその教育方法が進歩してきたということをもう少し詳しく聞かせていただきたいということです。

それからもうひとつの質問は、学校の中で子どもが自分たちの意見を表明できるということについてですが、学校の判定会議だとか、運営委員会だとかいうのは、日本にはたぶんない仕組みではないかと思います。日本では、例えば、着ていくものひとつとっても、子どもが、中学校、高校ぐらいまでは決めたりできないし、学校に対して意見を表明する権利はあまり認められていないと思うのですが、フランスにおいて子どもたちが判定会議などで意見が言える範囲について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

クーヴラ　まず最初の質問にお答えします。まず、その対象となる子どもは一九四五年のオルドナンスが規定している非行少年及び犯罪少年と、民法などで問題になる保護の対象となる

危険な状態におかれた少年の両方であります。ここで大事なのは彼らが収容される多くの施設の問題なんですが、以前は、それらの施設は殆ど全て閉鎖施設だったわけです。その閉鎖的な施設が近年になって、閉鎖的といってももちろん刑務所ではなくて子どものための施設、教育的な施設なんですが、それが開放施設に変わったわけです。それから施設ひとつひとつの規模が小さくなってきています。その小規模な施設が各々に特別な任務を持つようになりまして、例えば、裁判の進行中、そこに預かって本人を観察する（保護観察のようなイメージでしょうか）、そういうようなものもございます。

このような施設には公的なものと民間のものとございまして、民間のものについてお話し致しますと、民間の施設が少年犯罪者を扱うことはきわめて稀です。たまに民間の施設が扱うのはそれ以外の少年でありまして、以前は田舎などにあったのが最近は都市の中心部にもこのような民間の施設がございます。それから、昼間子どもたちを収容し夕方には帰ることができるというような施設もありまして、スタッフも単なる教育関係者だけではなくて心理学者、精神分析学者などを揃えています。そして、定期的に、例えば週に一回スタッフが集まって、人格の成長などについて検討して、適切な処遇を決めるというようなやり方をしております。

二番目の質問についてですが、判定会議とは各学期の終りに先生がたが集まって成績の判定をするところでありますが、フランスでは子どもの意見表明の一形態として、その場に、子ども、少なくともその代表が参加するのが認められています。また、同様に、ＰＴＡの集会にも子どもは参加することができます。このような子どもの参加は理論的には非常に重要なのですが、実際のところは、生徒の代表はあまり発言せず、発言しても、自分の友達が非常に悪い成績をとったのはどうしてなんだというようなことを聞いたりするだけで、それほど活発ではないようです。

安孫子　判定会議の他にも、学校には運営委員会等の委員会があるというお話でしたが、子どもたちが成績だけではなく、学校内の運営についてどのぐらいの発言権を持っているのかということについても広く聞かせていただけますか。

クーヴラ　一般的に、理論的な可能性としては、いろいろな委員会で自分の意見を表明する権利というのは認められておりますが、実際に行使するのはきわめて稀であります。例えば、日本でいうＰＴＡのようなところで意見を表明することは可能でありますし、実際にもやっているようです。けれども、公立

学校においては、子どもたちが政治的な理念とか宗教的な理念について表明することはできません。もちろん、以上のことは学校の施設内のことであって、施設の外では全く別であります。